

審議会等における多様な人材の登用促進について

新・総合計画で掲げる「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、幸福を実感できる自立分散型の社会」を実現するため、審議会等の委員に、女性や若者、外国人、障害者等の登用促進を図るよう「附属機関の設置及び運営指針」を改正する。

【改正内容】

1 女性の登用促進 [改善]

○審議会等への女性の参画率目標を 40% から **45%** に改める。

2 若者、外国人、障害者の登用促進 [新規]

○審議会等の委員の選任にあたっては、次の者の**登用に努める**よう新たに規定する。

- ・ **30歳代までの者**
- ・ **外国人**
- ・ **障害者又はその家族等**

○特に子ども・若者、外国人、障害者の施策に密接に関わる審議会等は、上記の者の**登用を積極的に進める**よう新たに規定する。